

# 運 営 規 程

グループホーム 風の樹

社会福祉法人 一石会

# 認知症対応型共同生活介護

## 介護予防認知症対応型共同生活介護

### 「風の樹」運営規程

#### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一石会が開設するグループホーム風の樹（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「従事者」という。）が要支援・要介護状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

#### (運営方針)

第2条 事業所が提供する事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2. 事業所は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境の下で、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援する。

3. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

4. 事業所は事業の提供にあたり、利用者、利用者の家族、事業所の所在する区市町村の職員、地域住民の代表等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね2か月に1回程度必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 グループホーム風の樹

(2) 所在地 東京都東大和市中央一丁目13-8

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤、兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

管理者が兼務できる事業所の範囲について同一敷地内における他事業所、施設等でなくても差し支えないものとする。

(2) 計画作成担当者 2名（常勤、兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。計画作成担当者は厚生労働大臣が定める研修の終了者とし、うち1名は介護支援専門員の有資格者を配置する。

(3) 介護職員 人員に関する基準を満たす人数

介護職員は、介護計画に基づき利用者に対し必要な介護及び支援を行う。日中時間帯は利用者3名に対して常勤換算1名以上、夜間時間帯はユニット毎に1名以上の介護スタッフを配置する。

(利用定員、夜間及び深夜の時間帯)

第5条 利用定員は18名とする。（1ユニット9名×2ユニット）

2. 夜間及び深夜の時間帯は、22:00～6:00とする。

(介護の提供内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供内容は次のとおりとする。

(1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

(2) 日常生活上の世話

(3) 日常生活の中での機能訓練

(4) 相談、援助

(介護計画の作成等)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の開

始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

2. 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を面談の上、説明し同意を得る。

3. 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、その実施状況についての評価を行う。

#### (利用料等)

第8条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に定められた負担割合とする。その他の費用（介護保険適用外費用）は以下の通りとし、その金額は別紙「料金表」に定めた通りとする。

- ◆敷金
- ◆家賃
- ◆食費
- ◆光熱水費
- ◆共益費
- ◆理美容代
- ◆おむつ・パット代
- ◆レクリエーション・クラブ・行事参加費

2. 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。

3. 利用料は暦月によって、利用料の当月分の合計額を毎月支払うものとする。

4. 利用者は、第1項による利用料を翌月末日までに支払うものとする。ただし、利用終了に伴い月の途中で退居する場合は、残金を退居時に支払うものとする。

5. 支払いは、口座引落または現金等のいずれかの方法によるものとし、利用開始時に事業所と利用者で決定するものとする。

#### (入退居に当たっての留意事項)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援者もしくは要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たすものとする。

（1）少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

(2) 自傷他害のおそれがないこと。

(3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2. 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居となる場合がある。

3. 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえたうえで、他のサービス提供機関と連携し、介護の継続性が維持されるよう、退居に当たって必要な援助を行うように努める。

#### (秘密の保持)

第10条 事業者は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対し秘匿する。

2. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

#### (苦情処理)

第11条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事業関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

#### (衛生管理)

第12条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2. 食中毒及び感染症が発生しないよう、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及

び訓練を定期的に実施する。

(協力医療機関等との連携体制)

第13条 協力医療機関を定めるにあたっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定める  
ように努める。

(1) 利用者の病状の急変が生じた場合等にいおいて、医師又は看護職員が相談対応  
を行う体制を常時確保している。

(2) 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保している。

2. 1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を  
確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治  
体に提出する。

3. 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し退院が可能となった場合に  
おいては、速やかに再入居することができるよう努める。

4. あらかじめ第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り  
決めるよう努める。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては  
、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行  
う。

(緊急時における対策等)

第14条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医又は協力医療機  
関と連絡をとり、適切な措置を講じる。

(災害、非常時への対応)

第15条 事業所は、消防法令に基づき防火管理者を選任し、消火設備等、災害・非常時に  
備えて必要な設備を設けるものとする。

2. 事業所は、消防法令に基づき消防計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、  
通報及び避難訓練を原則として少なくとも年2回は実施する。

3. 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通  
報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている  
。

(虐待等の禁止)

第16条 従業者は利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行つ  
てはならない。

- ◆身体的虐待
- ◆心理的虐待
- ◆性的虐待
- ◆経済的虐待
- ◆介護・世話の放棄・放任

2. 事業所は、当該利用者又は他の利用者及び従業者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。また、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生防止の指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。

2. 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
3. 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
4. サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 20 条 事業所の運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載する。

2. 介護現場の生産性向上の取り組みを推進する観点から、事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置する。

3. 全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従事者の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回

4. 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動や利用者等からの著しい迷惑行為等であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5. 事業所はこの事業を行うため、ケース記録等、必要な記録、帳簿を整備する。
6. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人一石会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

平成 30年 3月 27日 一部改正 (平成30年 4月 1日より施行)  
2019年 9月 24日 一部改正 (2019年10月 1日より施行)  
2024年 3月 26日 一部改正 (2024年 4月 1日より施行)  
2024年 6月 8日 一部改正 (2024年 8月 1日より施行)

